



新規採用者に対する雇入れ時教育の実施について

～安全衛生意識の向上を図りましょう～

4月から新規採用者を迎える事業場も多いことと思いますが、迎え入れるにあたっての準備は万全でしょうか。

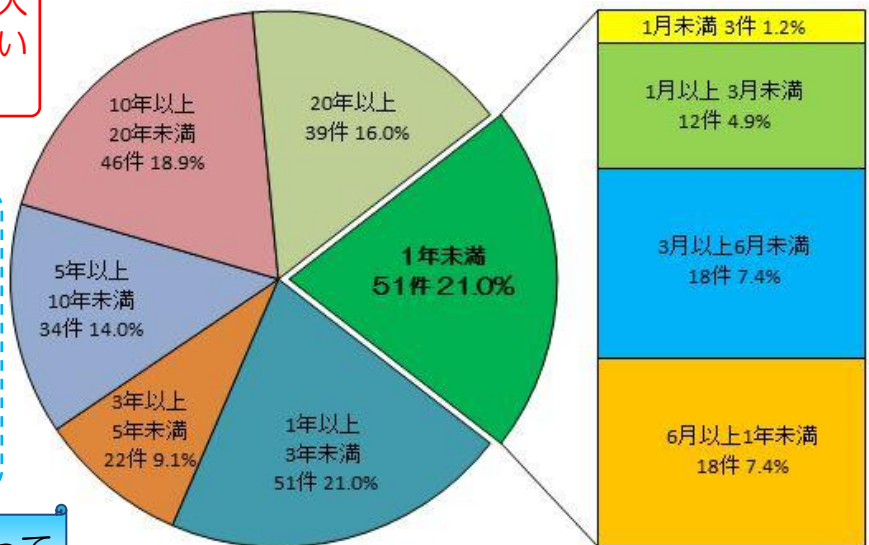
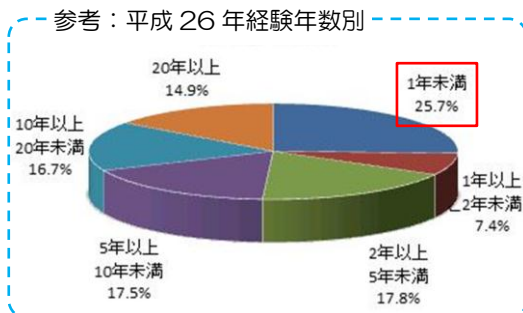
労働安全衛生法第59条では「労働者を雇入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と定めています。

労働災害を防止するためには、機械の本質的安全化等災害原因の中の物的要因を除去することが基本であることはいまでもありませんが、あわせて、作業に就く労働者の安全衛生教育の徹底による**安全衛生意識の向上が極めて重要な要素**であり、特に新規採用時の教育についてはその後の安全衛生に対する姿勢や意識の土台となるものですので、内容や方法等を十分に検討し、計画的かつ効果的な安全衛生教育の実施をお願いします。

《平成27年経験年数別労働災害発生状況》

古川署管内 平成28年2月末速報値

例年、被災労働者の約4人に1人が経験1年未満の労働者となっています。



雇入れ時教育を実施するにあたって

- 安全教育のために必要な期間、時間等をあらかじめ十分に検討し、計画的に実施すること。
(実施時間、実施内容及び、使用する資料等を定めておき、採用時期等により教育の程度に差が出るようなことの無いよう留意してください。)
- 教育内容はできる限り具体的なものになるよう努めること。特に、機械設備の使い方については、その性能、危険性なども含めて、具体的な説明、教育を行うこと。
- 災害事例などを含め、目でみてわかる内容を工夫し、相手に『教育を受けよう』という意欲を起こさせること。
- 実施者は、法律で決まっているから、会社の決まりだからということではなく、相手の心を動かせるような工夫に努めること。
- 基本的なことでも「知っていて当たり前」などと思わず、丁寧な教育に努めること。
- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)は全業種共通の必須・基本的事項であること。
- 理解度、習熟度の確認も行うこと。

雇入れ時教育の記録の保存については、法令上の義務ではありませんが、労働者の教育履歴として、実施日時、実施概要等について記録し、一定期間の保存が望ましいものです。

「ロープ高所作業」に関する労働安全衛生規則が改正されました

～平成28年1月1日施行～

労働安全衛生規則第518条第1項では、高さ2m以上の場所で作業を行なう場合には作業床を設置することが義務づけられていますが、ビルの外装清掃や法面工事等においては、作業床の設置が困難な場合があり、その際には例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」での作業を行わざるを得ない状況となっています。

今般、当該作業における、ロープの切断や結び目がほどける等による墜落災害の防止を図るために、労働安全衛生規則が改正され、「ロープ高所作業」を行う場合には、次の事項の実施が新たに義務づけられました。

追加規則概要

- 1 ライフラインの設置** (安衛則第539条の2)
 - 身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設けること。
- 2 メインロープ等の強度、適切な取付け等** (安衛則第539条の3)
 - メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物部に確実に緊結すること。
 - 切断危険箇所への覆い等を設置すること。
 - 当該措置の確認は複数人で確認すること。
- 3 事前調査の実施及び記録** (安衛則第539条の4)
 - 墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業場所を調査し、結果を記録すること。
- 4 作業計画の策定** (安衛則第539条の5)
 - 上記3の調査を踏まえ策定し、関係労働者に周知すること。
- 5 作業指揮者** (安衛則第539条の6)
 - 作業計画に基づく作業の指揮、安全措置の点検、作業中の安全帯、保護帽の使用状況の監視等を行う作業指揮者を定めること。
- 6 安全帯・保護帽の着用** (安衛則第539条の7、第539条の8)
 - 安全帯の取り付けについては、複数人で確認すること。
- 7 作業開始前点検** (安衛則第539条の9)
 - メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態について点検し、異常がある場合は、直ちに補修、または取り替えること。
- 8 特別教育の実施** (安衛則第36条)
 - 学科、実技教育 計7時間 **H28.7.1 施行**

ロープ高所作業を行う事業者の皆さまへ

「ロープ高所作業」での危険防止のため労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で行う作業には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合があります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の場所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十歳未満の労働者における作業を除く。)

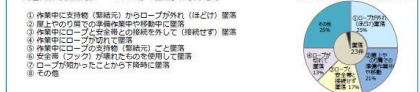
- ※ 昇降器具：労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上にある支持物にロープを接続してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※ 身体保持器具：労働者の身体を保持するための器具

ロープ高所作業における労働災害の発生状況

▶ロープ高所作業における過去6年の死亡者数は24人

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
ビルメンテナンス業	0	5	1	1	2	4	13
建設業	4	0	2	1	2	2	11
死亡者数 合計	4	5	3	2	4	6	24

死亡災害の要因内訳 9.6%が「墜落」によるもの



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(厚生労働省パンフレット)

改正法令本文、施行通達、パンフレットなど、詳しい内容は「厚生労働省ホームページからご覧ください。」
⇒「ロープ高所作業 改正 厚労省」で検索を

【労働災害発生状況】

	27年未確定	25年2月末	26年2月末	27年2月末	28年2月末		増減状況対前年比	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	構成比	死傷者数	増減率
全産業	243 (1)	51	40	27 (1)	47	100%	20	74.1%
製造業	58 (1)	17	10	8	10	21.3%	2	25.0%
建設業	38 (1)	6	4	6 (1)	6	12.8%	-	0.0%
運輸交通業	37	5	8	3	11	23.4%	8	266.7%
商業	37	5	4	4	12	25.5%	8	200.0%

労働者死傷病報告(休業4日以上)による



好事例募集中です！

～良いもの・好いものは共有しましょう～

本誌に掲載する事業場の好事例を募集しています。安全衛生活動における創意工夫などの取組状況を安全衛生課まで電話等でお寄せください。

発行：古川労働基準監督署 安全衛生課 (本誌に対するご意見、苦情等があればご連絡ください。)

電話 0229-22-2112(代表) 〒989-6161 大崎市古川駅南2-9-47

バックナンバーは 「宮城労働局 古川労働基準監督署からのお知らせ」で